

## 平成27年度第3回府中市障害者計画推進協議会

### 会議録

日 時：平成28年2月25日（木） 午後2時～午後3時45分

場 所：府中市役所北庁舎3階第1会議室

出席者：（敬称略）

< 委 員 >

高木憲司、石見龍也、杉本豊和、岩村聡子、下條輝雄、野村忠良、  
真鍋美一、山本博美、大塚雄二、古寺久仁子、上村好美、河井文、  
田中清美、荒畑正子、中坪良子

< 事務局 >

福祉保健部長、福祉保健部次長、地域福祉推進課長補佐、  
地域福祉推進課理事、障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、  
障害者福祉課精神保健担当主査、障害者福祉課生活係職員（2名）

傍聴者：なし

議 事：開会  
議事

- 1 前回会議録について（資料1）
- 2 障害者計画・障害福祉計画（第3期）の総合評価について  
（資料2～4）
- 3 その他

資 料：資料1 平成27年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 障害者計画 進行管理一覧表（平成21年度～26年度）

資料3 障害福祉計画（第3期） 進行管理一覧表

資料4 障害者計画 総合評価表（平成21年度～26年度）

参考1 府中市福祉計画 障害者計画の進行管理（案）

参考2 自立支援協議会最終報告

## 開 会

### 事務局

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

委員 18 名中 15 名にご出席いただいております。本協議会の定足数を満たしておりますので、ただいまより平成 27 年度第 3 回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。

初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

( 資料の確認 )

続きまして、本日、会議にご欠席の委員についてご連絡いたします。本日は、鈴木委員、飯嶋委員、山口委員からご欠席とのご連絡を受けております。

本日の会議の進行につきましては、次第に記載のとおり、会議録のご承認と前期障害者計画及び障害福祉計画（第 3 期）の総合評価を主な議事としております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここから会長に進行をお願いいたします。

### 会長

それでは、皆さん、こんにちは。

次第に従って進行してまいります前に、会議の公開に当たり、傍聴希望者に入室していただくことになっておりますけれども、本日は傍聴希望者がいらっしやらないということですので、早速、お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

## 議 事

### 1 前回会議録について

#### 会長

まず、議事の 1 番目、前回会議録についてでございます。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

( 資料 1 の説明 )

#### 会長

この会議録案について、何かご意見等ございますか。

#### 委員

すみません、漢字の修正をお願いしたいのですが、3 ページの下から 5 行目、「それまでずっと当時者のエンパワーメント」と当事者の「事」が「時」になっているので「事」に変えていただくのと、あともう 1 点が、17 ページから 18 ページにかけて、下から 2 つ目の私の意見の上から 3 行目、「例えば、重身の方だと」の「身」を

「心」に。同じ変換が、右側の会長のご意見のところとその下のもう一つ会長のご意見のところと同じように「身」になっているので「心」にかえていただいたほうが意味が通じると思いますので、訂正をお願いします。

会長

「重心」ですね。ありがとうございます。

そのほかご意見、またご修正等がございましたら。

(発言する者なし)

会長

もし何か見つけられた場合は、事務局へおっしゃっていただければと思います。

それでは、事務局はこの会議録の公開手続をよろしくお願いいたします。

## 2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第3期）の総合評価について

会長

続いて、議事の2番目、府中市障害者計画・障害福祉計画（第3期）の総合評価についてです。

まず、資料2及び資料3について、事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、資料2をご覧ください。こちらは、平成21年度から26年度における障害者計画の進行管理結果をまとめた一覧表でございます。前回の会議で平成26年度の進行管理を行っていただきましたので、その結果を反映しております。また、前回会議でご指摘いただいた部分を一部修正し、太字で記載しております。ちょっと字が細かく太字がわかりづらいので、修正部分を簡単にお伝えいたします。

まず、2ページをご覧ください。2ページの管理番号10番、こちらの事業の平成26年度実績の3番目「『府中市障害者参加型サービス事業補助金』の交付実績はなし。」というところ、こちらの表現を修正しております。

続いて、同じく2ページの管理番号13番、こちら、平成23年度～26年度に「障害者福祉施設」の第三者評価受審実績を追加で記載しております。ご確認ください。

続きまして、3ページの管理番号16番、こちらの平成26年度実績の表現を修正しております。

同じく3ページの管理番号19番、こちらも平成26年度実績の表現を修正しております。

ページが変わりまして9ページをご覧ください。9ページの管理番号85番、共同生活介護の事業実績、こちらは実績自体を修正して「実績なし」とさせていただきまして、括弧書きで注釈を入れております。また、同時に備考に「26年度から共同生活援助と一元化」という内容を追加で記載しております。

以上が前回会議からの修正点でございます。

なお、7ページの管理番号66・67番につきまして、平成26年度実績内にあります数値実績を過去年度についても追加してほしいというご意見を前回会議でいただいておりますが、担当課に確認したところ、実績値を出すことが難しいということでしたので、こちらの追加はございません。ご了承ください。

以上が修正点でございます。

また、今回お示ししている進行管理一覧表は、計画期間6年間の推移がわかるように、6年分の実績と進行管理結果を並べております。進行管理は前期の3年間、平成21年度から23年度、また、後期の3年間、平成24年度から26年度に分けて進行管理一覧表を作成してまいりましたので、平成23年度までと平成24年度以降とで記載が若干異なる事業がございますが、内容は引き継いでおりますので、ご了承ください。

次に、資料3をご覧ください。こちらは、障害福祉計画（第3期）の進行管理一覧表でございます。前回会議の進行管理結果を反映させました。こちらは修正等ございませんので、3年の計画期間のまとめとしてご確認お願いいたします。

資料2・3についての説明は以上でございます。

会長

では、今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

前回議論したところの修正点の確認ですね。反映できなかったものも一部あるようなのですけれども、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

会長

では、また何かあれば戻っても結構ですので、ご意見いただければと思います。

続きまして、資料4、今日のメインになりますけれども、事務局から説明をお願いします。

事務局

では、資料4に関する説明をさせていただきます。

これまで毎年度行ってきました進行管理では、計画の事業内容と事業実績を照らし合わせて、毎年度、「計画事業内容のとおり実施したかどうか」を×で評価してまいりました。総合評価におきましては、計画事業内容と6年間の事業実績の推移を照らし合わせていただき、「計画事業内容のとおり実施したかどうか」に加え、「計画事業内容は達成できたか、成果は出ているか」、また、「十分に達成できていない場合、課題は何か」という視点で評価してまいります。

資料4は、前期障害者計画の総合評価表でございます。総合評価表の右から2列目の欄には、前回会議の進行管理一覧表にも一部お示ししておりました事務局及び各事業担当課による総合評価を入力しております。委員の皆様には、この総合評価内容を

ご確認の上、資料2の進行管理一覧表、過去6年間の事業実績と照らし合わせながら  
附帯意見をいただきたいと存じます。

これまでの会議の中でも、「計画事業内容に対し適当な実績なのかどうか」という  
ことについてご意見をいただいておりますが、ここで再度まとめさせていただき  
たいと存じます。委員の皆様の視点による総合評価を加えることで前期障害者計画の  
まとめとし、今年度から開始している新たな障害者計画の進行管理に反映させていき  
たいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

会長

では、資料4、これはちょっと分量が多いものですから、テーマごとに区切ってご  
意見をいただきたいと思います。

まず、「1.利用者本位のサービスの実現」ですね。これは3ページ目の途中まで  
ありますけれども、この総合評価についてお読みいただき、委員からのこの会として  
の附帯意見というものをつけたいというところなのですが、ご意見ある方、お願いい  
たします。

委員

2ページの管理番号10番、ピアカウンセリングの充実のところ、総合評価で  
「取り組みに対する効果が出ていない。」と表現されています。この効果が出ていな  
いと評価した根拠が、計数だけなのか、内容を見ているのかがここではわかりづらい  
ので、また、計数だけで効果が出ていないと判断するべきなのかどうかもわからない  
ので、効果が出ていないと評価するのであれば、その根拠をもう少し説明したほうが  
いいと思いました。

それと、もう1点。管理番号15番の上段、人材の研修のところ、前回会議で、  
市として人材の育成に関しては直接タッチしないで、民間の各法人とかの研修に任せ  
る形でいきたいという説明を受けたと思うのですが、比較的規模の大きな法人に関し  
ては、多分その法人内でフォローアップ研修とかをする余力があるかと思いますが、  
事業所が1つとか2つという小さなNPO法人ですと、そういったところでの人材育  
成が、なかなか単独では難しいこともあるかと思いますが、今後も、市として人  
材育成に関して全部お任せというスタンスでいいのかどうかというのを少し疑問に思  
っています。

会長

2点ご意見をいただきました。まず、10番ですね。ピアカウンセリングの取り組  
みに対する効果が出ていない根拠として、資料2を見ていただくと、平成21年度か  
ら26年度を一覧で見られるわけですが、「み～な」「あけぼの」に関しての  
ピアカウンセリングの実施件数などを根拠にしているということにはなるのだと思う  
のですが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局

効果が出ていないというよりは、効果がわかりにくいということなのかと、表現と

してそこを変えたほうがいいかなと今内部で話をさせていただきました。実際、件数がだんだん減ってきて伸び悩んでいるという状況から、こういう表現を使ったかと思うのですが、全く効果が出ていないとは言い切れないと思いますので、「わかりにくい」という表現で修正させていただくほうがいいのかと考えています。

会長

そうですね。「効果」という日本語だと、確かに単なる件数ではないだろうというところがありますね。ちょっとここは書き方を工夫していただいて。

もう1点、15番、市としての人材育成の取り組みについて、もう少し小規模事業を含めて考えたほうがいいのかというご意見ですけれども、これも附帯意見で書かせていただいてよろしいですかね。

何か事務局からありますか。

事務局

委員ご指摘のとおり、前回答弁させていただきましたが、こちらの事業は、市としては終了させていただきました。理由は、先ほど委員からもお話があったように、民間事業者で十分その人材育成の支援が整ってきたからということで事業廃止をしたものです。

フォローアップについてもということで今ご指摘をいただいたのですが、現段階で、市で新たな事業をこれから立ち上げていくという方向性は考えている状況ではございませんので、もしそういうご意見があれば、附帯意見としていただければと思います。

会長

これも、廃止してみて、実際やってみてどうかという、当然これはまたPDCAを回すところがありますので、附帯意見としては載せておいて、実施状況を見ていくという形になろうかと思います。

委員

市として、民間の事業者に委託なさったときに、その研修の内容とかレベルを市では把握していらっしゃるのでしょうか、それとも任せっ放しで関与なさらないのでしょうか。

事務局

府中市としては、目標はホームヘルパー2級の養成講習として事業を展開しております。ホームヘルパー2級の資格取得のためには、一定の要件が整わなければ取得できませんので、その要件が整う状況を府中市社会福祉協議会に委託して事業展開したものですので、その状況はすべて、委託事業ですので市でも把握させていただいております。

委員

質問ですが、3ページの管理番号17番ですが、これは、当協議会のことを評価していると理解していいのですね。障害のある人の参加による計画の推進ですから。この総合評価の中で、「当事者やその家族が委員として協議に参加」と書いてあるの

ですが、家族の方はいらっしゃるかもしれないですが、当事者というのが私はちょっとよくわからないのですが、この会議には当事者の方が参加されているのでしょうか。

事務局

当事者の委員もいらっしゃいます。

委員

家族も、最近、当事者とよく言われるのですよ。特に精神障害の場合。だから、家族も当事者の一部と私は考えております。

委員

そうですか。ありがとうございます。

会長

学識経験者でも当事者でもありますので、当事者としての意見が反映されているとこの会では考えております。

そのほか、ご意見ありますでしょうか。ご質問でも。

(発言する者なし)

会長

それでは、次に「2.安心して暮らし続けるために」ですね。ご意見、ご質問等をお願いいたします。

委員

9ページの管理番号94番で、総合評価のところに「地区社協構想を推進するため」と書いてあるのですが、これは私よくわからないのですけれども、こんな構想があるのかなと。

会長

わかりました。9ページは次の順番ですけれども、質問が出ましたので、地区社協構想について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

社会福祉協議会では、今、第3次地域福祉活動計画を策定中で、こちらでは、地域ごとに地域住民とか関係者の方々が支え合って地域の課題を解決していく仕組みをつくっている状況でございます。今準備段階で動いているのが、一番進んでいるのが押立地区なのですけれども、そちらで準備委員会が立ち上がってしまして、来年度からは本格的に「わがまち支えあい協議会」ということで活動をしてまいります。いずれは市内全域にそういった地域ごとの活動体ができるという形になっております。

会長

それは地区ごとに社協をつくるというわけではなくて、拠点づくりということですか。

事務局

地域の支え合いの仕組みづくりを社協が支援してつくっていった状況でございます。

会長

社協というのは、地域のボランティアとか、そういった地域づくりを推進していくようなことを担っているわけですが、府中市全体で1カ所だとちょっと広過ぎるということで、地区ごとに拠点をつくっていきましょう、そして仕組みづくりをしていきましょうという話ですかね。

委員

これは、市民の方に情報提供、PRは、どんなふうに行われているのですか。

事務局

市民への周知ですが、社会福祉協議会から、いつの何時からやりますよという形で、パンフレットなどを自治会とかにお配りする中で周知している状況でございます。

地区社協というのは、まだ仮称なのですが、実際には「わがまち社会協議会」という、市民とか関係者とか、そういったいろいろな人を入れることによって、地域の問題事を解決していくような仕組みづくりということで動いているものでございます。

会長

市民目線からすると周知が不十分ではないかというところが。

委員

見たことがない気がします。

会長

周知についてもしっかりしてくださいと、附帯意見ですね。

ごめんなさい、一部3のテーマに移ってしまいましたけれども、2のテーマで他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員

障害児の関係で幾つかお話ししたいのですが、1つは、5ページの管理番号42番、保育所のことですが、確かに新しい保育園ができるときには、必ず障害児枠をつけてくださって、すごく努力してくださっているのはよくわかるのですが、年々入りにくくなっている印象が逆にあるのです。というのは、内部申請が増えているので、地域の枠が多分それほど増えていない。普通に入って、育つうちに障害がわかって障害児枠に変わっていくという子たちが増えているので、見た目の枠は増えているのですが、新たに入ろうと思ったときの枠がそんなに多くなくて、多摩療育園にかかっているお子さんなどだと、今年も入れなかったという人たちが逆に増えている。仕事を続けたいという保護者が増えているのもあると思うのですが、なので、応えるような努力はされているのだと思うのですが、もっと努力していただけたらというのが附帯意見になるのでしょうか。

そういうのが1点と、44番の「地域デイグループ」が事業名になっていますが、ここは放課後等デイサービスのことが総合評価の内容になるかと思うので、少し文章

を考えていただけるとわかりやすいかと思いました。

6ページの61番ですが、あゆの子での発達相談の件数はすごく伸びていて、一生懸命対応してくださっていると思うのですが、多分、体制としては、少ない人数ですごく頑張っていてやっていただいているという印象が、外から見て思うのです。より充実した体制で対応していただけるといいなと思います。

その下の家族への支援が、担当課が子育て支援課になっていて、これは多分、タッチでやってくださっている内容を書いてくださっていると思うのですが、本当は、その家族への支援は子育て支援課だけの担当ではなくて、障害者福祉課もやっていらっしゃるだろうし、健康推進課もやっていらっしゃるだろうし、やっていらっしゃる課の皆さんで書いてくださるとよかったかなと。ごめんなさい、前回言えばよかったのかもしれないですが、少し違和感があるかなと思いました。

会長

最初に戻ると、42番ですね。内部申請というものもあるのですね。なるほど。むしろ外から入りにくくなっている。早い時期に障害児であるということが発見されて、障害児枠を使ってということ自体は、悪いことではないのしょうけれども、それによって、さらに外から入りにくくなっているという現状があるのだということですね。ここは附帯意見として、ますますの充実というか拡大に努めるということなのだと思います。

ちょっと僕がよくわからなかったのは、44番の「地域デイグループ」という名前ですね。ここは少し事務局からご説明いただけますか。

事務局

以前は地域デイグループと呼んでいたのですが、法律が変わって、放課後等デイサービスになって、ここ近年、営利目的な企業の事業所が増えつつあり、市内にも数が急激に増えたという実情があります。

それに伴いまして、もともと通いたかったのだけれども、数がなくて通えなかったという方が皆さん通い始めて、増加していったというところがあると思います。

ここの表現ですけれども、内部で検討して、今後、増え続けていくにしても給付が見込めるように市で努力していくとか、安定的な供給ができるような支援体制を構築するとか、何か考えて文章を直ささせていただければと思います。

会長

事業名としての「地域デイグループ」というのは、今さら変えようもないわけですね。ただ、現段階では、法律も変わっているので、放課後等デイサービスのことを主に言っているというところもわかりやすく書いたほうがいいかなと私的には思います。よろしくをお願いします。

それと、61番ですね。相談件数が年々増加しているのだけれども、少ない職員で頑張っているのがもう目に見えるというところで、充実等々も図るべきではないかというご意見だったと思います。

あと、62番は、確かに子育て支援課がメインなのでしょうけれども、障害者福祉課、健康推進課等々も関わっているはずなので、この書き方は、何かすり合わせはやっていたのですか。事務局からお願いします。

事務局

子育て支援課でやっていた事業をそのまま引き続き書いているところがありますので、すり合わせ等は行ってはございません。ただ、委員がおっしゃるとおり、保護者への支援については、障害者福祉課や健康推進課にも関わっておりますので、何かやっているものが載せられるといいかと考えております。

会長

では、平成27年度以降の話もありますので、附帯意見に書いておいていただければと思います。

委員

38番で福祉タクシーということがございますけれども、精神障害の方はまだ対象に入っていないのでしょうか。

事務局

実際にはまだ入っておりません。平成28年度の7月から、タクシーについては改正を考えておまして、所得制限を設けさせていただきます。それにあわせて、従来、身体と知的の方だけだったのですが、精神障害1級の方も対象として広げる予定であります。その周知については、平成28年6月の広報等に掲載させていただいて、広く市民の方に周知させていただければと考えております。

委員

わかりました。

委員

先ほどの地域デイグループのところですが、事務局からあったように、非常に法人やNPO法人だけでない事業者がたくさん入ってきているという現状があるので、実際にそのサービスの中身をしっかり見ていったほうがいいのではないかと。国全体でそういうふうには言われているとは思いますが、府中市でも増えてきているのであれば、しっかりそこを確認しながら市でやっていってほしいということと、あと、就労移行支援やA型の就労継続支援事業に関しては、精神は幾つかあるのですが、心身はほとんどない状況にあって、特にA型は、事業所の努力だけではなかなか続かないという状況があると思うのです。そこで、市で少しそういう部分に対しての支援を考えていかないと、就労移行にしても、就労継続A型にしても、なかなか増えていかないのではないかと思います。どういう形で支援ができるかわからないですが、ちょっと検討していただければいいのかなと。

会長

まとめさせていただきます。地域デイグループに関しては、国の方針ともあわせて、主に放課後等デイサービスの質の問題について今問われているわけですから、そこも

市としてしっかり見ていくべきではないかという、これも附帯意見でよろしいですかね。

それと、就労継続 A、就労移行支援が増えていっていないという現状の中で、何かしらの市からの支援も考えていかないと、なかなか増えていかないのではないかとのご意見だったと思います。

日中活動の充実の 26、27 ですね。27 は、特に A 型の部分ですかね。

事務局

情報提供も含めてですけれども、まず、放課後等デイサービスにつきましては、やはり同じことを東京都も懸念してしまして、今新規立ち上げを考えている事業所があった場合、東京都に相談しに行き、そこで認可、許可されます。そして、地元自治体のご意見を聞いてきてくださいということで、市に事業所が来て、府中市の状況はどうかという話をさせていただき、しっかりした療育ができる状況なのかというところを根掘り葉掘り聞きながら、この事業所は本当にやる気があるのか、きちんとしたところなのか、どうなのだろうという見きわめをさせていただいています。

会長

ありがとうございました。

市も、放課後等デイサービスに関しては、指定に当たって都から問い合わせがあると。

事務局

指定自体は東京都なのですけれども、各市の状況がどうなっているのか、東京都としては、事業所に区市町村に確認してくださいということを言っています。東京都も東京都でしっかりその事業所ができるかどうかというのを見ていただいております。なおかつ、府中市に来たときも、ただ、どうぞ、どうぞというわけではなく、いろいろやる気というのですか、しっかりできるかどうかというところをお話しさせていただいている状況です。

会長

新規指定の場合には、府中市としても確認しているということでしたが、指定後、事業を展開している中でも質のチェックは必要になるかなということですかね。

委員

管理番号 112 番は「障害者手帳を持たない高次脳機能障害・発達障害の方については、医師の診断があれば、手帳所持者と同様の基準で障害福祉サービス・地域生活支援事業の支給決定を行ってきており、必要な方が必要な支援を手帳所持者同様に受けられる体制がとれた。」としているのですけれども、この医師の診断というのは、何科の医師の診断ですか。有料だと思えるのですけれども、大体これを受けると、どのぐらいの診断料を取られるのか、それをちょっと教えてください。

会長

個々の事例によってさまざまでしょうけれど、何かお答えできることがありますか。

事務局

一般的に手帳を取るときの診断料助成を見ている中では、診断書というのは3,000円から1万円ぐらいの間でかかっていると見受けられます。その中で、高次脳機能障害であるとか発達障害というような診断が出ていれば、障害福祉サービスが受けられるという状況です。

委員

その診断書というのは、市の様式か何かがあるのですか、それとも、医者独自の診断書なのですか。

事務局

診断書につきましては、各医療機関においてまちまちなので、これといった統一様式みたいなものはございません。大きさもA4だったりB4だったり、いろいろありますので、それぞれの医療機関で書かれて、持ってこられるという状況です。

委員

わかりました。ありがとうございました。

会長

では、テーマ2以外のところもご意見、ご質問がぼつぼつ出始めていますので、2に戻っても構わないですけれども、9ページ「3. 地域で支える福祉をめざして」、そして「4. とともに歩む地域をめざして」の3、4のテーマでありましたらお願いいたします。

委員

11ページの管理番号111と113ですけれども、そこの総合評価の文言ですが、他のところと比べると、ここの2つの項目の文言のバランスがどうなのかなという感じがしました。というのは、「取り組みに対する一定の効果が出ているものと考えられる。」とか、113番も同じなのですが、「一定の効果が出ているものと考えられる。」とか、確かに資料2を見ていると人数とか件数は増えているのですね。だけれども、何かこれは要らないのではないかという気がしたので、表現を他のところと合わせる感じで変えていただいたほうがいいかなと思いました。

会長

確かに、「考えられる。」という結びはちょっと違和感があるのですね。50番、51番あたりも。できれば、こういう効果があった、なかったという言い切りのほうが伝わりやすいかと思いますので、表現の工夫をしていただければと思います。

委員

1点目は、11ページの、先ほど指摘があった112番ですけれども、最初が「手帳所持者」で、その次が「手帳所得者」になっている。多分、所得者というのはおかしいので、両方「所持者」でいいのかなという単純な指摘と、それから、当事者のお話があったのですけれども、全体にかかわるところで、確かに身体障害はいるのですけれども、知的の方とか精神障害をお持ちの当事者の方というのは、この中には今の

ところいらっしやらないということなので、ただ、いればいいということでもないと  
思うので、今後、必要な環境整備も行いながら、ぜひそういう方にも参加いただける  
方向性を考えていく必要はあると私も思います。

会長

1つは、これは字の間違いなのでしょうね。「所持者」ということで直していただ  
ければと思います。あと、当事者のところで、当事者としては身体だけということ  
で、今後、知的、精神の当事者についても考えていくべきではないかというところは、付  
帯意見に入れていただければと思います。17番のところですかね。

委員

10ページの管理番号99番、災害の支援のところですが、総合評価で「共助の仕  
組みづくりを推進することができている。」ということで評価されているのですが、  
名簿に関して、多分まだ手上げ方式の名簿から変わっていないと思うのですね。災害  
対策基本法が改正されて、地域防災計画も平成26年度に改正されたのですけれども、  
たしか府中市のホームページでアップされて少し見たのですが、当事者でいくと、障  
害のある子供のいる家庭として、以前とどこが変わったのかなというのがなかなかま  
だ実感できていない部分があるので、「推進することができている。」と言い切って  
いいのかどうなのか。福祉避難所の指定も、府中市の場合、障害に関してはできてい  
ませんし、ここまで言い切っているのかどうなのかというのが少し疑問ではあります。

委員

障害のある方の避難所のことですけれども、数年前に各施設に対してアンケートみ  
たいなものが出ていたと思うのですね。福祉避難所になれるかということで、初め  
は府中市と提携していくという話があったのですが、ここ数年それがとまってしまっ  
ている状況で、何か動きがあるのなら、少しここで教えていただければと思います。

会長

1点は名簿ですね。実績として数は増えているということではあるのだと思うので  
すけれども、これが相変わらず手上げ方式で希望者のみになっているところで、どう  
なのだろうというところ。あと、福祉避難所の指定ですか、これは何か、契約を交わ  
すのですかね。その辺のところが進んでいないのではないかとこのところのご指摘だ  
と。

事務局

福祉避難所につきましては、委員のおっしゃるとおり、残念ながら話が進んでおり  
ません。危機感を感じておりまして、その中で今、障害者福祉課の内部だけなので  
すけれども、福祉避難所における設置・運営マニュアル案を作成している最中です。今  
後、福祉保健部の中で統一してやっていけたらということで、今投げかけていたりし  
ている状況です。最終的には、防災危機管理課と話をし、福祉避難所の設置・運営  
マニュアルを策定できればいいと考えております。

また、災害対策基本法が改正されて要配慮者の名簿も自動的に出せるとなっております

ます。ただ、その名簿とはまた別に、災害時要援護者については、しっかりと支援体制ができていない人に対して名簿を作成しているという状況で、もともと対象は若干違うところもあるのですけれども、支援する体制がしっかりとれて約束ができていないタイプと、市から条件に合ったものをすばっと抜き出すような感じになります。

これは内部事情になってしまうのですけれども、システムの入替えがございまして、今まではできていなかったのですが、今後しっかり基本法にのっとった名簿を抽出して、方法などは話を詰めていながら対応していきたいと考えております。

会長

ありがとうございます。非常に前向きな話があったところで、システムの関係も整いつつあるということで、今後は、名簿に関しては抽出という形もとれそうだということ。

福祉避難所に関しては、これは、市と契約を結ぶと、何か備蓄品の関係とかで予算が発生したりするのですか。

事務局

他市の事例等を見ますと、協定を結んで福祉避難所になった場合には、発災をして、その状態ですぐに福祉避難所ができるわけではございません。大体2～3日たってから、皆さんが、府中市だと、小中学校に一旦避難して、そこで配慮が必要な方と一般の方とスクリーニングで分けて、一般の方は大体体育館に避難します。配慮が必要な方は、どこかの教室というような形になってくると思われま。

その中で、避難所の責任者が、そのときの状況を災害対策本部に連絡しまして、災害対策本部で福祉避難所の開設をするという流れになります。福祉避難所になりましたら、実際、3日分ぐらいの食料が各施設には用意されていると思いますが、当然足りなくなってくるので、配給であるとか、人員がどうしても必要になってくるかと思っておりますので、ボランティアや各ヘルパー事業所等々と協定を結んで福祉避難所に行ってくださいというようなことになって、そこに派遣されていくようになるのだと思います。

最終的には、そこは通所施設ですと、通所している方もいらっしゃいますので、ある程度落ちついてきたところで、福祉避難所は解除されていくという流れになります。その間は、協定を結んでいけば、支援物資が配給されていくものと考えております。

会長

そうすると、実際にかかるお金というのは、発災後ですので、これは災害の費用で出てくるわけですから、福祉避難所の協定を結ぶこと自体についてはそれほどお金がかからないということであれば、それもやはり日ごろから指定しておかないと、いざというときに困ってしまう、ご心配のとおりだろうと思っておりますので、ぜひぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員

避難するところに行かれる障害者の人はいいのです。行かれない人が多いのですよ。

7階建てとか8階建てで、エレベーターがみんなとまって、電源が切れれば電話だっ  
てできませんし、そういう面はどうなっているのですか。体育館などは、健常者の人  
は行くのですよ。障害者の人たちは、車椅子だから絶対行けないですよ。行ってもそ  
こで一緒に生活できない。まず、避難するときに、障害者にどうやって連絡するか、  
確認するかということをお聞きしたいと思います。

会長

東日本大震災のときには、逃げ後れとか、自宅避難があったので、それで名簿をつ  
くりましょうという話になって、現在、市もやっているということですね。

委員

その名簿もなかなかできてこないです。うちの団地も障害者の方が大勢いるのです。  
それで今、障害の方が新しく入ってくるのだけれども、名前を言ってはいけないだ  
とか出してはいけないだということで、何階にいるのですかというくらいしか聞か  
ないです。名簿があれば、日ごろ付き合っ、こういうときは、こうやってしなければ  
だめですよと連絡がとれるけれども、ひとり暮らしの方が結構多いのです。この間も、  
火災で1人障害の方が逃げ後れて亡くなったのですね。そういうところもあるのです。

だから、名簿とかそういうものはわかるようにしてもらいたいですね。

会長

これまで希望者だけだったのが、今回、システムも入れかわって、名簿を抽出とい  
う形でできるように今後なっていくという話が。

委員

今後なっていくというけれども、それがいつからということが知りたいです。

事務局

法律では……。

委員

だから、その法律でなくて、府中市の立場としてやってほしいのです。法律は国の  
ことだから。

事務局

法律では、しっかりもう名簿をつくるということになっていますので、当然市とし  
てはできる状況になれば、即座に、消防や警察には出せると考えております。

あとは、先ほどの、どこに住んでいる云々というところでは、今の市の考え方  
としては、互助という考え方がありますので、まずはお隣さん等々、すぐに市が行く  
とか、警察が行くとか、消防が行くとかというのは難しいかと思っておりますので、まずは  
自助であり、互助であり、そこで助け合いながらやっていくようになってきます。避  
難生活が長引いていったときには、近所にこういう方がいてという連絡網が多分でき  
てきて、その方の家に物資等の配給も行くようなボランティアとか、そういったこと  
を考えていくようになっていくのではないかと考えています。

会長

名簿の抽出自体は、来年度からでよろしいですか。

事務局

法律で発災時となりましたので、発災したときには、もうすぐに出ます。

会長

なるほど、緊急の抽出ということで言うと、発災以降にしかそれはできないということでもよろしいですか。

事務局

先ほど互助ということが出たと思いますけれども、私どもが先ほど説明した地区社協、こちらが今地域で、地域住民とか関係者の支えづくりということで構築ができるように進めているのですが、そういった中で、今言った互助の関係も含めますが、近所の方の支えで、とりあえずはしのいでいただくという形になるかと考えております。

会長

委員のご指摘は、いざ発災したときに、誰に目をかければいいのかということをごろからわかっておきたいということなのだと思います。住民として本当にもっともな意見だとも思いますので、何らかの互助を促進するために仕組みが要るのかなと、意見を聞いていて思ったところです。それに関して何かありますか。

事務局

今ご指摘のとおり、この会議で再三にわたって発災時にはどう対応するかというご意見をいただいているのは重々承知しております。先ほど避難行動要支援者名簿、担当課から答弁しておりますのは、災害対策基本法の改正に伴いまして、発災時に名簿をお出しすることが、本人の意思、同意なくして、市で名簿を作成いたしまして、消防ですとか自治会にお配りすることができることになりました。ですので、その名簿をお配りできるのですけれども、あくまでもこれは発災時です。それ以外は、やはり皆さんの個人情報はずべて守られている状況でございます。

行政にはそのような法の縛りがあるものですので、個人情報を守らなければいけないというのが行政の役目です。ですが、委員のおっしゃるような状況があるのだということも重々承知しております。そのようなわけで、先ほど答弁させていただきましたように、それぞれの地域の皆さんで、それぞれの生活課題、例えばここに障害者の方がいて、こういう高層ビルに住んでいらっしゃる。その地域の中でしかわからない情報だと思います。その情報を地域の中で共有し合って、では、この場合はどういふふうに助け合いができるだろうと、地域の皆さんで、それぞれの地域の課題を考えていただく。府中であれば、多摩川沿いの方はやはり多摩川のことが心配であったり、高層のこちらの北側のほうでしたら、こういう事情があるとか、ここが心配だというように、それぞれの地域のご心配があると思います。そこでのお互いの助け合いづくりを、昨年度から徐々に始まっているところなのですけれども、そのような関係を本当に小さな生活課題、例えばそれが災害時以外でも、ごみの出し方でのお困り事から、

地域のご近所付き合いから、そこを少しずつ発展して、自分たちの地域は自分たちで守ろうではないかという地域づくりをこれから確実に進めてまいりますので、そのような体制を整えてまいります。

会長

先ほどの地区社協構想というものが、まさに災害時にも生かされるようにということですね。

委員

9ページの管理番号96番ですけれども、まさに地区社協の話が出たところなのですが、ここでは定年退職者、子育て経験者というようなことですが、まさに私も定年退職者でございますので、市民としてこのあたりは大変関心があるところですが、この総合評価の前段は、ボランティアの登録者は多くなっているけれども、実際の活動につながっていないというような問題点が上がってしまっていて、フォローが必要だよということなのですね。

そうすると、私は単にフォローだけではなくて、登録の前とか後とか、その活動につながるようなきちとした仕組みをもう少しつくる必要があるのではないかと思います。単にフォローだけではなくて、そういうことをもう少しきちんとやったほうが、私のような定年退職者はありがたいかなと思います。

それから、「『府中ボランティアセンター』の拠点」とあるのですけれども、ここがよくわからないのは、府中ボランティアセンターというのは、そもそもボランティアの拠点ではないのかと思ったのですよ。ボランティアセンターが拠点ではないのに、ボランティアセンターの拠点をまたつくるのかなとか。それから、「職員体制等の基盤整備が必要。」、職員体制が必要なのはわかるので、何だかここも人の問題で逃げているような気がして。前段はそういう要望で、後段はよくわからないなと思いました。

会長

ボランティアについては、活用の仕方についてもう工夫要るのではないかということ。そして、「府中ボランティアセンター」の拠点というのが、そもそもどういう日本語の意味合いなのかというご質問だと思います。

事務局

まず、1点目のボランティアの活用の仕組み、仕方ということですが、私どもは、こちらの地域福祉計画策定段階のときに、ボランティア意識というところでアンケート調査を市民の皆さんにさせていただきました。そうしますと、市民の皆さんは、ボランティアはしたいけれども、合う時間がないとか、活動の場所が、自分に合う活動状況がないとかというご意見が多数ありました。私どもとして、アンケート調査の結果からも、ボランティア意識はあるものの、やはりその活動とうまい具合にマッチしている状況ではないのかなという状況で集計しているところでございます。

そのようなかたちで、皆さんがいかに活動しやすい活動方法、例えば朝の30分だ

けですとか。または、現段階の活動の仕方が、ボランティア養成させていただきますと、施設でのボランティア活動が主になっております。そうではなくて、例えば本当に身近な自分の地域の中で、先ほどの地区社協の話になりますけれども、ちょっとしたことならできるよというような活動への事業展開が必要ではないかということで、活動につなげるためのフォローが必要という記載をさせていただいた次第でございます。

続きまして、ボランティアセンターの拠点でございますが、現在、ボランティアセンターは、社会福祉協議会の中に設置してございます。こちらは、やはり先ほどの答弁にもつながりますけれども、地域の中での活動をこれから活発にしていきたいと考えておりますので、ボランティアセンターだけの中心ではなくて、これから地域の中で地区社協活動が進められている中で、地域の中でボランティアの育成を進めながら、この自分たちの地域だからこそあるこういうボランティア活動をこういうふうにやっていきたいと、自分たちでその仕事を考えて、その活動を展開していただくという、その職員体制と基盤整備が必要ということで記載させていただいた次第でございます。

会長

そうすると、職員体制の整備というものも、各地域での拠点をつくる中での職員体制の整備と理解すればよろしいですか。

事務局

そのとおりでございます。

会長

なるほど。そうすると、やはり委員がおっしゃるように、「『府中ボランティアセンター』の拠点」というのはちょっと説明不足で、「社協の中にある『府中ボランティアセンター』がさらに活用できるよう地域拠点を整備する。」とか、そういう意味合いですね。ここはちょっと表現の工夫をしていただければと思います。

委員

すみません、戻ってしまうのですが、直接ここに当てはまるかというのがあるのですが、3ページの管理番号24、25というところで日中活動の場のことが載っているのですが、需要としては、日中活動は作業所とかがあるのですが、他のところもそうですが、うちの法人も生活介護事業をやっているところで、今利用者の方が通所されて運営利用料をいただいているところですが、障害者自立支援法が総合支援法になって、日割り単価になっているのですね。その前は月割りで収入があったのですが、実は先週からうちの作業所が、インフルエンザが蔓延して、ここ1週間閉所という対応をとらせてもらっているのですね。そうするとこの1週間で、お金の話をしてしまうと、月で150万円の減収になっているという状況になってしまうと、日割り単価の影響がすごく出てきていて、では、その150万円を府中市から補填してくれということではなくて、この問題点を国に要望していただく動きをつくってもらえるなり、インフルエンザだけではないと思うのですが、どうしてもその

部分で、利用者の方たち、障害の方たちの需要はたくさんあるのだけれども、運営ができなくなっていく可能性が、今の法律だと見えてしまうところがあるので、そういったところを上に掘り起こしていってもらえるとありがたいというところです。

会長

そうですね、そういった意見はあるだろうと思います。附帯意見なのかなというところはありますが、ただ、そういうところは、ここでは共有しておきたいと思います。どういうふうに書き込むかというのは、また事務局と相談させていただきたいと思います。

委員

今の作業所の問題と関連して、私は今、放課後デイサービスの支援をしているのですが、放課後デイサービスも同じように、利用者が来ないとお金が入らないのですね。でも、利用者が休んだりする機会がすごく多い。さっきのご意見はその通りで、利用者のためにやっているのに、お金が入ってこないとすごく弊害があるのですね。だから、ぜひよろしく願いいたします。

それから、もう一つ、さっきの地区社協とありましたね。実際に押立てで行っているという内容の中に、直接障害者も入って行っているのですか、それとも、一般の市民の人たちが障害者を支えていく形なのですか、どういう形なのかちょっと聞きたいと思います。

会長

前半の部分については、学校とか保育所の関係と比べてみても、障害福祉サービスの場合は、日割りというところで、運営のしにくさというものは確かにあるだろうと思います。

後段は、地区社協の構造の中で、当事者の役割とか、そういうことでしょうか。

委員

そういう人たちも一緒に入れるというのですか、地域の人たちがそれをやって、障害者の問題を考えているのか、どういう方向ですか。

会長

そういう位置づけみたいなのところですね。一緒にやるのか、それとも、ただ単に周りから支援を受けるのかという部分です。

事務局

地区社協の構想は、もうまさに支援をされる側、される方という関係では全くございません。皆さんと一緒に地域課題を解決していこうという基本構想、基本的な考え方ですので、例えば障害者の方もその中に入っていただいて、自分はこのことは障害でできないけれども、例えば、逆に話を聞いてもらいたい人の話を聞いていただける、それは支える側になるという形で、その地域の中のお互いの助け合いをしましょうという考え方ですので、障害のある方、もちろん高齢の方、どなたでも、その中の地区社協を支える方という組織になっております。

会長

確かに、もう「地域」と言ってしまうたら、関係なくなりますからね。障害を持っていようがいまいが、できることをその地域の中でやるということで、支える側にもなれば、支えられる側にもなる、そういった形だと思います。

委員

補足させていただきます。私どもの会の副会長が、社会福祉協議会のまちづくり推進協議会に出ています、まちづくりの計画に参加させていただきました。その中で、地区社協の話をした上で展開しようというところで始まった「わがまち懇談会」というものが、各文化センターを拠点として、各文化センターの圏域で社協の方が音頭を取って開催していただいております。

そのご案内は、私どもの会にも来ていまして、集まって、地域の課題をみんなでざっくばらんに話しましょうということで、今展開しているところなのですね。

私もご案内をいただいて、1回だけちょっと「わがまち懇談会」の前のところに参加させていただいたのですが、「そういうことであなたたちは困っているのね」ということを、地域の民生委員の方であったり、自治会の方であったり、意見交換をしていく中でいろいろな気づきがあるということを知っています。

そういう日ごろの情報交換の中から多分、「では、こういうことで支援しましょう」「支援してもらいましょう」というふうに発展していくのだと思いますので、そういった地域の、今一緒に地域のつながりをつくりましょうという仕組みをつくっている最中なので、やはり障害当事者としては、ぜひ「わがまち懇談会」に参加して、そこに積極的にかかわっていくことによって、その活動の広がりが出ていくのだらうとは思っています。

委員

私は、息子が筋ジストロフィで人工呼吸器をつけているのですが、府中市でも災害時支援計画ということで、呼吸器をつけている方に関して、名簿を作成して、障害者福祉課と健康推進課と、あと、都庁の保健所と同じデータを共有して、災害時に電源の確保とか避難をどうするかということで計画をつくっていただいています。それに関しては明記がないのですが、件数的にはどのくらいですか。いわゆる災害時支援計画ということで呼吸器をつけている方がどこにいらして、その方の避難所がどこで、あと同じバッテリーを幾つ持っているか、全部それを1冊にしているのですが、もしわかりましたら。評価というところでは、やっていない市もあるので、府中市としてはそういうことに取り組んでいただいているということは評価できるし、もし数がわかれば、それをちょっとお知らせいただければと思います。

会長

まず、数ということですが。

事務局

申しわけございません。正確な数を確認しまして、その辺を記載したいと思います。

会長

データはあるそうですので、こちらに記載していただく。人工呼吸器だけでということだと、結構特殊な取り組みになるわけですか。他のところも結構やっているのですか。

事務局

たしか、東京都からつくるようにとありますのでやっていたかと思うのです。それで、府中市と保健所と協力しながら、1人ずつ訪問して計画を立てたと。

会長

確かに東日本大震災のときに、まず、人工呼吸器の方のバッテリーが大変でしたものね。迅速に取りまとめられて、せっかくいい取り組みをされているので、もっとそこもPRしていただければというご指摘だったかと思います。

委員

今の地区社協のいろいろな答弁をされていて少し不安になったのですけれども、地区社協は今つくろうとしている段階で、この間1回、住吉のところに参加して、考え方自体は、確かに支え合ってやっていくことは非常に大切でいいことだと思うのですが、ただ、今の話の災害に関してもボランティアに関しても、いろいろなことに関して、地区社協でそれをやるという話がほとんどだったと思うのですね。現状では、あそこがあるからそこでやりますという組織ではまだ全然ないと思っていて、この間、実感として、「きちんとした組織になるのにはあと何年かかるの?」という状況だと思うのですね。それに対して、市がそこに丸投げしてしまうような形に少し聞こえてしまったので、それは不安だなというか。

あと、完全に災害時にお互いの支援だけですべてが解決するわけではないと思うので、しっかり市でやらなければいけないこととか、本当に助け合いでできることはどこまでなのかということを考えないと、今の地区社協に任せるということ自体は現実感がない。これからそれを広げていくのはすごくいいことだとは思いますが、何か少し不安に思ったので。特にここに何を書けというわけではないのですけれども、ちょっと一言。

会長

これは、住民と市の行政との間で、市側は住民に丸投げと言うし、住民側は市に丸投げと言うし、お互いにというところがあるので。でも、逆にお互いが力を合わせないと、そういった災害時には乗り越えられないところがあるのだろうと思って、今から社協も組織固めをしていく上で、住民が主体となってやっていくのが地域福祉なので、それをまず進めていただきたいと思います。市も、丸投げという考えではないとは思いますが、しっかりサポートを。

委員

その点で少し発言させていただきたいのですけれども、今、会長がおっしゃったとおりであるとは思いますが、やはり災害ということは、市の職員の方も被災されて

いるわけなので、そこで市とか消防の方だけがということは当然できないということで、一番近い身近な方がということではセオリーなのかと思うのですが、ただ、ポイントになるのは、やはり民生委員と自治会ということだと思うのですね。そこをいかに市が強化しているか。特にテーマは自治会ですね。立川市でしたか、例えばですけれども、全住民に半強制的に自治会に入ってきてもらって、自治会組織をつくっていくということをやったりですとか、やはり本当に今そういう形、これは地区社協というものもその一環だと思いますが、そういう一組織を醸成していくのが市の役割だと思うので、そこで市がどれぐらい力を入れているかというのは、これは丸投げということではなくて、そこさえ力を入れていけば丸投げと言われないのではないかと思いますので、この協議会だけではおさまり切れない話題だとは思いますが、これは市もそういうふうにしていただきたいと思いますし、住民とか団体もそういうことを求めているかといけないと思います。災害時は、両者が本当にやっていかないとけない課題なのかなと思いました。

会長

まさにそのとおりだと思います。やはり市は、そこで住民に丸投げしているというような誤解を生まないような書きぶりというかPRの仕方というものも考えていかないといけないと思います。

事務局

先ほど地区社協で防災の部分についてもと触れさせていただいているのですけれども、こちら福祉の所管ではなくて、防災危機管理の担当課で、平成28年度から、文化センター圏域で防災に関する連絡会をこれから立ち上げていくという話を聞いております。来年度立ち上がっていきますので、地区社協はそこと連携しながら対応して、福祉的な対応をその地区社協がどう対応できるかということと、あわせて防災を専門的にやっていくところとの連携というのは十分大事なことだと思っております。今、委員がお話になったように、その部分を行政がいかに入りながら対応していくことが大事なのかなと思っております。

委員

府中市の責任というものを私、最後に1つあると思いますのは、住民の自治組織というものが、みんな助け合いをやりますね。それから、福祉事業所も助けに行くし、いろいろなことで皆さん、警察も消防も助け合う。しかし、見落としがあって、もう誰も目の行かないところに残されてしまった人は、誰が助けるのかというと、これはやはり市だと思うのですね。誰も気がつかずなかつたり、助けに行こうにも行けない。その方たちをどうするかということをお府中市はいつも気にかけておいていただいて、そのための最後の手段を考えておいていただければ、私たちは安心できるかと思うのですね。本当に漏れてしまった方たち、それを府中市の責任だと考えます。

会長

そうですね、最後の行政の責任というところで言うと、いかにその漏れがないよ

うにするかというところは、大事なところだと思います。  
その他ございますか。

(発言する者なし)

会長

では、今まで出た意見を事務局は総合評価表にまとめていただけるように作業をお願いしたいと思います。

続いて、事務局より来年度以降の進行管理に関する提案をお願いします。

事務局

今年度から開始しています新たな障害者計画の推進に当たりましては、これまで同様に計画の進行管理を行ってまいります。ただし、新たな障害者計画におきましてはP D C Aサイクルに基づく進行管理を行ってまいりますので、これまでとは方法が変わり、事前に事業の目的、手段、方法などを明確にした上で、事業の達成状況を確認し、当初の想定を検証していくこととなります。このP D C Aのプロセスを繰り返すことにより、事業の適正な推進に向けて事業の見直しや改善を継続的に行うことが可能になってまいります。

それでは、参考資料1に従って、少し説明させていただきます。

まず、1ページの ですけども、こちらが各事業の進捗状況を評価（進行管理）するこれまでの「進行管理一覧表」に該当するものでございます。事業実施計画と一体的に進行管理を行いまして、計画年度ごとに、P l a n、D o、C h e c k、A c t の状況を記載してまいります。

このP l a n（計画）というところにつきましては、各事業の前年度の実績等に基づき、まず、計画（目標）を設定いたします。次のD o（実行）につきましては、計画に基づき実行した実績を記載いたします。その下のC h e c k（評価）というところにつきましては、その実績をもとに本協議会において評価をしてまいります。評価は、これまでと同様、 x の3段階で、 は計画どおり実行できた場合、 は計画を一部実施できた場合、 x は未実施の場合に記載することとします。その下のA c t（改善）というところは、評価結果をもとに改善点を検討し、記載するところです。特に、評価が であったりxであったりしたときには、改善点を記載するものとなります。

次ページに進んでいただきまして、こちらの は各事業の評価（進行管理）の表の中で、C h e c kとA c tの集計を記載して、目標別の状況や改善の方向が一目でわかるようにしている表でございます。特に、C h e c kにつきましては、計画期間全体の状況が一覧でわかるようにしてまいります。

次ページをご覧ください。こちらの は重点施策の進行管理表で、新たな障害者計画では、重点施策ごとに参考指標を定めておりますので、この参考指標につきましても、成果や実績、経過等数値の特徴を整理した上で、背景となる情報もあわせて記載して、評価（進行管理）をしてまいります。

そして、最後のページをご覧ください。この つきましては総合評価の表となっております。目標ごとにCheckの集計表を作成しまして、その状況を把握するほか、事業の方針ごとのPlan、Do、Check、Actの総括を別途、文章で記載してまいります。

以上のように、新たな障害者計画の進行管理につきましては、主に4つの表を使用して行ってまいりたいと考えております。

なお、今後は、地域福祉分野・高齢者福祉分野の計画におきましても、共通する方法で進行管理を行ってまいりたいと考えております。福祉計画全体の見直しの際には、各分野計画の評価に基づき全体評価を行い、次期計画の策定につなげていきたいと考えているものでございます。

本日お示ししました表は現時点のものでございますので、皆様からご意見をいただきましたら、他分野の会議でいただいたご意見と合わせまして、再度事務局で検討させていただきます。

また、こちらが障害福祉計画の進行管理表となりますが、障害福祉計画（第4期）の進行管理につきましては、これまでと同様の形を使って進めてまいりたいと考えております。ご確認をお願いいたします。

会長

障害者計画の進行管理については、新たにこのPDCAのサイクルを回しなさいというところが出ておまして、新しい様式の提案ということでございます。ただ、これについては、地域福祉分野、高齢者福祉分野も合わせるということで、特に福祉計画に統合された際に見やすい形になることが期待されているわけですが、この様式の提案について、ここでご意見ある方はお願いいたします。

（発言する者なし）

会長

様式だけですので、また、他の分野からの意見で変わり得るものですので、こういうものを考えているということで念頭に置いていただければと思います。

それでは、この様式については、福祉計画関連計画策定課と調整した上で方法を決めていただき、次回会議で再度示すということでお願いしたいと思っております。

### 3 その他

会長

では、最後に次第の4番、その他について、事務局からお願いします。

事務局

まず初めに、1月27日に第3回府中市障害者等地域自立支援協議会が開催されまして、今年度の報告案が提出されました。今年度は、相談支援部会と差別解消法対応部会の2部会を立ち上げ、協議を重ねていただきましたので、その内容を自立支援協

議会会長より報告していただきます。本日、机上に参考資料2としてお配りしておりますので、そちらをご用意ください。

委員

自立支援協議会で協議した内容をこの場で報告するのが私の重要な役割の一つでございますので、お時間をいただきました。

平成27年度、専門部会の一つとして差別解消法対応部会というものを設定いたしまして、1年間討議してまいりました。これは、目的といたしましては、差別解消法が4月1日に施行されるということで、それに伴いまして、府中市において市の職員の方の対応要領を作成するであろうということを踏まえて、自立支援協議会として、その対応要領案に盛り込むべき内容を専門部会で協議して、まとめたものでございます。こちらに関しましては、来週、市長に報告書を提出いたしまして、自立支援協議会で協議した内容をそれに盛り込んでいただくべく、市長にお願いするということになっております。

詳しい内容につきましては、お時間のあるときにお目通しいただきたいと思いますが、内容そのものは、内閣府で作成いたしました対応要領案に基づいて、その中に府中市として盛り込むべき内容を追加して作成してございます。

もう一つの相談支援部会につきましては、これはずっと継続して設置している部会ですけれども、今年度につきましては、サービス利用計画書の内容の質的な向上を目指すということで、専門部会の中で協議していただきました。期限が決められていたので、セルフプランが非常に多くなっているという現状を見まして、そのサービス利用計画書の内容をどうやって高めていくかということで、専門部会で中身を検討していただいた結果が、現状と課題と、今後に向けてということでまとめてございます。特に児童に関してはセルフプランが7割ぐらいということで、サービス等支援専門員の作成がなかなか進んでいない状況もありますので、これを今後どうやって改善していくかが課題として挙げられています。

会長

これについてはご報告なのですけれども、委員の皆様から何かございましたら。

(発言する者なし)

会長

それでは、他に事務局からございますか。

事務局

(事務局より事務連絡)

会長

本日は非常に時間も限られている中ではあったのですが、自由闊達なご意見を皆さん方からいただきました。大変ありがとうございました。

では、これをもちまして本日の会議は終了したいと思います。

皆様、お疲れさまでした。